

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 27 日現在

機関番号：24302

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25381035

研究課題名(和文) ドイツにおける教師教育改革と試補制度の変容

研究課題名(英文) Reform of Teacher Education System and Transformation of Probation System in Germany

研究代表者

吉岡 真佐樹 (YOSHIOKA, Masaki)

京都府立大学・公共政策学部・教授

研究者番号：80174895

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：ドイツにおける教師教育制度の重要な特徴の一つは、「試補制度」の存在、すなわち大学での学修の後に教育現場で実践的訓練を受けることが義務づけられていることにある。その意義は、教員志願者に実践的訓練の機会を提供するとともに、その適性を最終的に判断することにある。近年ドイツは、EU統合に伴う大学改革とそれに連動する大規模な教員養成制度改革を進めており、現在はその仕上げとして試補制度改革が行われている。試補制度の具体的な形態は州ごとに相当に多様である。しかし今回の改革の基調としては、教員としての専門的な力量の向上に向けて、体系的でより丁寧な指導体制を確立しようとするところにあるとすることができる。

研究成果の概要(英文)：The teacher probation system is characteristic of teacher education system in Germany. In Germany candidates for teacher are required to receive training as a teacher in school for two weeks, after they finished their master's course in university. Through probation system, candidates are given the opportunity to practice in school and to judge their aptitude for teaching. In recent years the teacher education system in Germany is extensively changing in European higher education system. Now as a final phase, the probation system is reforming.

The detail of reform plan is very different in each State. But the each reform aims to build the systemic and thorough instruction system for the progress of practical and specialized competence of teacher candidate.

研究分野：教育学

キーワード：教員試補制度 教師教育 教員養成 教員養成スタンダード ドイツ

1. 研究開始当初の背景

ドイツ(ドイツ連邦共和国)の教師教育制度は、質的に世界でもっとも充実したものの一つであるといわれてきた。すなわち、すべての教員は、総合大学での学修、第1次教員国家試験、試補期間における実践的養成・訓練、第2次教員国家試験、という段階を踏んで正規の教員資格を獲得する。この段階が「試補勤務」であり、具体的な状況は州によって異なるものの、期間は1年半から2年間、その半分は配当された実習校での実習、残りの半分は研修施設での研修である。この期間修了時に第2次教員国家試験が行われ、それに合格して初めて正規の教員資格を取得することができるのである。つまり、ドイツにおいては、教師の「質的管理」はこの試補期間の訓練とそこでの評価によって支えられていると言っても過言ではない。

このように、試補制度はドイツの教員養成制度においてきわめて重要な位置を占めるが、この伝統的なシステムは、今日の大規模な教員養成制度改革のなかでその機能と役割を大きく変化させつつある。21世紀に入り、ドイツの大学制度は大規模な改革の途上にある。つまり「ボロニャ宣言」(1999年)に基づき、EU諸国の高等教育機関は、その制度の統合をめざして改革を進めており、ドイツの場合には、総合大学に新たに「学士」「修士」の課程を設置することになった。これに連動して、各大学の教員養成課程は、教員志望者に修士修了を義務づけることとなり、あわせて従来の第1次教員国家試験は、修士号の取得で代替されることとなった。そして試補制度については、枠組みそれ自体は継続しながら、実践的訓練という機能をより強化・充実する方向での改革をめざすこととなっている。すなわち、教師の実践的能力(コンピテンツ)の標準(スタンダード)化と訓練体制の整備、大学教員と試補研修所の講師との共同活動の推進、第2次教員国家試験にお

ける実践的能力の標準化と判定方法の明確化、などが理論的実践的課題とされているのである。

2. 研究の目的

本研究は、以上のような状況を背景に、この試補制度改革の動態を具体的に分析するとともに、それが教師教育制度全体に与える影響、とりわけ教師の実践的能力の向上に果たす役割と課題を解明しようとするものである。試補制度の意義は、教員志願者に実践的訓練の機会を提供するとともに、その勤務成績をもとに教師としての適性を最終的に判定することにある。ドイツはこの間、EU統合に伴う高等教育改革に連動して大規模な教員養成制度改革を進めているが、この試補制度改革はその仕上げとして位置づけられるものである。

わが国の教師教育制度改革において、教員志願者に対して「実践的指導力の基礎」を身につけさせることは重要な課題となっており、試補制度の導入が提案されることは多い。しかしその典型例であるドイツのそれについて、その機能・役割と課題について体系的に解明した研究は少ない。本研究はこのような状況に対して重要な意義を持つものであると考える。

3. 研究の方法

研究期間は3年間で予定し、次のような研究作業を計画した。

(1)ドイツ16州それぞれについて、教員養成法および教員試補関係法等の規定を確認するとともに、常設文部大臣会議等での試補制度改革についての議論動向を整理する。

(2)事例研究の主たる対象を、ノルトライン・ヴェストファーレン州(ケルン市)、ブランデンブルク州(ポツダム市)およびバイエルン州(ミュンヘン市)とし、必要に応じてハンブルク州(ハンブルク市)およびベルリン州(ベルリン市)を加える。ノルトライン・ヴ

エストファーレン州は、人口が最大の地域であり、また、より積極的な改革を行っている州である。ブランデンブルク州は、旧東ドイツ地域にあたり、1990年代から新たな教師教育制度を出発させた州であり、バイエルン州は、他の北部東部の諸州とは異なる独特の教員養成制度の歴史を持つ地域である。さらに、ハンブルクおよびベルリンは、それぞれ1都市で1州を形成するいわゆる都市州であり、試補制度の長い歴史を持っている。

1年目は、主にノルトライン・ヴェストファーレン州およびブランデンブルク州、2年目は主にハンブルク州、3年目は主にバイエルン州の調査を行った。なお、ベルリン州については、時間の制約から十分な調査をおこなうことはできなかった。

調査の内容は、各州において、文部省関係者、地方教育当局関係者、試補研修所関係者、教員専門職団体関係者、等から聞き取り調査を行うことである。

(3)以上の作業を通じて、研究のまとめを行った。

4. 研究成果

(1)常設文部大臣会議は、「試補勤務の形態と教員国家試験に対する全国统一基準」決議(2012年12月)などを通じて、試補制度改革の枠組みの統一を図っている。その基調は、「教員養成のための基準:教育諸科学」(2004年12月)の内容である。

(2)現在、ほぼ全ての州で新制度への移行が完了している。概況は、次の通りである。

ほぼ全ての州で、第1次教員国家試験が廃止され、修士号の取得をもってその合格に代替することとなっている。ただし、バイエルン州は例外であり、他州出身者でバイエルン州での試補勤務を希望するものに対しては修士号の取得で勤務を認めるが、同州出身者に対しては、引き続き第1次国家試験の受験・合格を義務づけている。

試補勤務の期間は、州ごとにまた学校種

ごとに多様であるが、概ね12月から24月となっており、全体として短縮される傾向がある。期間の短縮は、少なくとも構想上は、修士課程で行われる「実践ゼミナール」の期間および方法との関係が深い。

大学の教職課程と試補勤務の内容との区別と連携のあり方については、その養成担当者間の人的交流も含めて、様々な試みがなされている。また大学の教職課程の段階においても多様な形態の教育実習が工夫されている。ノルトライン・ヴェストファーレン州では、教職課程の履修開始前に「導入実習」として、1ヶ月にわたり学校もしくは青少年教育施設で体験学習を行うことを義務づけるというユニークな制度が作られている。

試補勤務の際の指導体制は、基本的な枠組みとして従来と同じであり、派遣された実習校での実習と「試補研修所」での研修を組み合わせたものである。ただしこの点での例外となるのがバイエルン州である。この州では伝統的に独立の「試補研修所」を持たず、基幹となる実習校に試補教員を集めて、そこで研修を行う方式をとっており、それについて変化は見られない。

具体的な指導方法に関しては、各州ともに新たに相当詳細な規定が作られている。特に試補教員への指導が強圧的で権威主義的なものとならないように留意されているとともに、試補教員の立場に立ったより柔軟な相談・助言の仕組みが工夫されている。

(第2次)教員国家試験の内容は、試補期間全体を通じての勤務評価と試験(実地授業試験、口頭試験等)からなり、その評価は実習校の指導教員および校長、試補研修所の講師・研修所長などの評価の合算として決定される。この構造自体は以前と変化はないが、その詳細については相当複雑なルールが作られており、また評価に対する異議申し立てのシステムも明示されている。なお、これま

で全ての州で必修化されていた論文作成・提出については、ほぼ半数の州で廃止されている。

(3) 試補制度は、教員志願者に実践的訓練の機会を提供するとともに、その成績をもとにその適性を最終的に判断するという2つの機能を内在させている。今回の制度改革を通じてその基本的な性格に変化はない。しかし、今回の改革の基調としては、教員としての専門的な力量の向上に向けて、試補教員の職務上の負担および精神的ストレスを軽減させつつ、より体系的で丁寧な指導体制を確立しようとすることに力点があると言えることができる。ただし、その成果と試補教員自身からの評価については、今後の更なる検討が必要である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

吉岡真佐樹「ドイツ教師教育における試補制度改革の現状 ノルトライン・ヴェストファーレン州を例として」京都府立大学福祉社会研究会『福祉社会研究』第 15 号、2015 年 3 月、93～106 頁。(査読なし)

吉岡真佐樹「【解題】ドイツ・ブランデンブルク州の教師教育改革の現状 独日比較研究の視点から (Kim Joongkyu 氏報告)」日本教師教育学会第 8 期「教師教育の国際化」部会報告書『教師教育の国際化に向けて』2014 年 9 月、36～48 頁。(査読なし)

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

吉岡真佐樹(YOSHIKA MASAKI)
京都府立大学・公共政策学部・教授
研究者番号：80174895

(2) 研究分担者

なし

研究者番号：

(3) 連携研究者

なし

研究者番号：